

## 2007 年度社会福祉学科 F D 研修会報告

看護福祉学部 塚本 利幸

日 時 2007 年 12 月 12 日 (月) 午後 2 時～午後 5 時 15 分  
テーマ 「ソーシャルワークの将来像と社会福祉教育の課題・展望」  
講 師 白澤 政和先生 (大阪市立大学大学院教授)  
場 所 看護福祉学部棟 5 階 教授会室  
参加者 17 名

### 第 1 部

#### 前半 (講演)

13:30 開場・受付開始  
14:00 開会の挨拶  
講師紹介と研修会の進め方の説明  
14:10 講演 (90 分)  
15:40 総合司会による要点整理  
15:45 休憩 (15 分間)

#### 後半 (意見交換会)

16:00 意見交換会の進め方の説明  
16:05 意見交換【質疑応答】(45 分)  
16:50 総合司会によるまとめ  
16:55 閉会のことば  
17:00 終了

### 講演要旨

- ・ 社会福祉教育セミナー後、11 月 27 日に社会福祉法改正法案可決。12 月 13 日にカリキュラム検討委員会で最終結論 (東京)。17 日(月)に厚生労働省から各養成校へパブリックコメント募集 (1 月 15 日まで)。12 月 26 日 社会福祉士養成校協会主催の養成校代表者会議の開催 (駒沢大学) の予定。
- ・ 2 月以降、各大学は 1 年かけて準備を行う。教科書も含めて改訂したい。新 4 回生は新カリキュラムで国家試験を受けることになる。一般養成施設は 1 年単位なので、そこにあわせた改定になって、大学が合わせることになる。読み替え科目については柔軟にする。
- ・ 新規科目が出てくる。法務省関係、刑務所関係の更正保護関係の科目。就労支援に関係する科目。ニートの問題、ハローワークの民営化などに対応。現 2 回生が 4 回生になる

ときに、履修する必要がでてくる。

- ・ 実習・演習について、実習担当教員要件それほど厳しくはしない方向でいく。一般養成施設での要件と同じ。社会福祉士資格で5年間の経験がある人を想定。2000人は現行どおりでだいじょうぶだろう。1000人は研修が必要になる。8日間から9日間の研修。社養協は国が決めたミニマムを超えた部分に対応。
- ・ 実習担当者（実習指導者）に資格要件がでてくる。社会福祉士有資格者で研修を受けた人のみ。経過措置中の3年間で9000人を養成予定しているが、施設が職員を研修派遣してくれるかどうかが課題である。大都市では実習施設の取り合いになる可能性もある。
- ・ 今回の改正は社会福祉士の職域拡大、待遇改善のチャンスである。
- ・ 大阪市立大学も競争率は下がってきている。学内であっても看護系との学部間競争も激しい。学科がなくなったり、教員が減らされる可能性もあるという危機意識。研究費獲得や就職状況の改善を求める必要がある。
- ・ 日本学術会議 社会福祉教育の近未来（10年先への展望）報告書（共著者 大橋、古川、高橋会員）を発行予定。3月にシンポを開催予定。
- ・ 社会福祉士養成教育の変化 現在270校へ増加。社会福祉教育学校連盟は減少している。
- ・ 精神保健福祉士の国家試験の共通科目について、読み替え科目で対応していく。今後1年かけてカリキュラム検討を開始する。大阪大学看護学部は4番目の合格率である。
- ・ 今年度、徳島大学歯学部歯科衛生士学科、新潟大学歯科衛生士科なども加盟予定。神奈川保健福祉大学では看護学科も社会福祉士資格が取得可能である。社会福祉士は取りやすいため。社会福祉士資格が独自資格ではなく、オプション的なものになってしまう。
- ・ 伝統校一リベラルアーツ（文学、社会学系）は、アドミッションポリシーと資格養成は一致しない。伝統校は必ずしも養成教育に進む必要はない。半年の養成施設にいけば国家資格取得も可能。国家資格ができて急増した専門職業人教育は、資格養成教育が中心。福井県立大学や大阪市立大学も後者に入ると思う。
- ・ 社会福祉士制度 20年の反省一試験には通っても実践教育はしていなかった。合格率20%を上げる努力をしてきたか。現状で基準時間数を超えていない大学も多い。
- ・ 実習指導者との契約について、学生評価にも関係してくるので、受入体制の問題がでてくるだろう。実習は質的向上、演習は若干の量的増加の方針。各養成校での自主的な努力を期待。例 東京福祉大学 360時間、神戸学院大学 700時間以上、国際医療福祉大学 360時間の実習をやっている。
- ・ 新カリキュラム・シラバスについて一教育の範囲を広げるとともに、実習施設・機関の幅も広げることを要望していく。
- ・ 国家資格について一他の専門職と比較して、なぜ社会福祉士の合格率が低いか。80%の合格率になるように制度改革をしたい。別個で委員会を立ち上げて検討していくことになる。
- ・ 職域の拡大について一民間刑務所（山口）では社会福祉士または精神保健福祉士を採用

し、効果を上げている。刑務所に知的障害者の割合が多いことを反映している。スクールソーシャルワーカーに対する文部科学省の予算措置も始まった。

- ・ 法律案の付帯決議—介護報酬の資格加算、キャリアアップの支援、福祉事務所での社会福祉士の登用、専門社会福祉士の仕組みづくり、司法、教育、労働分野への職域拡大を要望した。
- ・ 1月に大学、社会福祉士会、精神保健福祉士会が合同で、各都道府県知事および各市町村長、司法、教育委員会等へ緊急アピールを予定している。(資格取得者、取得見込み者のみを福祉職として採用するように。社会福祉士を任用すること。)
- ・ 社会福祉士改正についての新聞広告(朝日、読売)5月を予定している。ソーシャルワークの日の周辺に計画している。
- ・ 待遇について—介護保険における資格加算を社会保障審議会に要求準備している。社会福祉施設への待遇改善についての緊急アピール
- ・ ソーシャルワーク教育の方向性について—ソーシャルワークを見せる仕事にしたかった。ケースワークをメリハリのある支援を教育したかった。誰が支援しても同じ内容であるべきである。ニーズとは何かを利用者と専門職が共通する。生活に関するケアプラン、アセスメント用紙などを作った。コーディネーションについて、一定の方法が確立しつつある。社協、地域福祉学会などでネットワークについては、研究の蓄積が弱い。
- ・ 規制緩和委員会—今後、外国人介護福祉士・社会福祉士が来る可能性がある。フィリピン大学卒のルーテル学院大学教員によればカナダやオーストラリアで働いている。日本から世界に発信する人材を養成すること、海外からの留学生の拠点づくりが必要ではないか。
- ・ 大阪市立大学学部G P—Q O Lプロモーター資格の構築—専門職連携教育。大学院G P—地域で活躍できる臨床栄養士の育成と学位取得(ex.埼玉県立大学)商学部、経済学部と生活科学部で福祉施設管理者の養成教育を計画中である。
- ・ 国家資格の制度について—社会福祉士を基本として、精神保健、医療、高齢者などに専門分化、アクレデーションを構築していく仕組みに持っていきたい。
- ・ 専門職養成意欲の促進—社会福祉士のアイデンティティの構築が必要である。地域貢献のみならず、学生の就職や職域拡大にもつながるローカルな立場での大学の役割が重要である。内部のみならず、外部の団体・組織との連携が重要。

#### 意見交換会および質疑応答(16:10~)

- ・ 3割の福祉系応募者の減少についてももう少し説明してほしい。→河合塾の調査によれば昨年度は薬学系と同じ25%の応募者数の減、今年度27%の減少)例:関西福祉科学大学 応募者の4割減少。定員割れの福祉系大学が増加している。
- ・ 参議院の付帯決議で、関連領域の専門職が社会福祉士資格を取りやすくする取り組みについても記述があった。社会福祉士の通信教育を認めることの記述があった。簡単に取

れる資格になっている現状について。→通信教育については、実習時間を現状より2倍に増加させた。通信制は四大を出た学生に対する施策である。公明党から保育士から社会福祉士への道を作ってほしいとの意向があった。児童養護施設に児童指導員として勤務している保育士はなんらかの移行が必要と国は考えている。介護福祉士については今後の議論である。相当数の4大が社会福祉士と介護福祉士を同時に養成している。今回の改正で、介護福祉士と社会福祉士が重なる科目が少なくなるので、同時に資格を取ることが難しくなるだろう。社会福祉士と精神保健福祉士は同時に取得できるよう考慮していく必要がある。

- 社会福祉士が介護職につく場合の困難さについて→介護は別にレベルを上げる必要があるので、分けて考える必要もある。現在の看護資格は以前と比べて社会的認知や待遇が向上した。
- 実習施設の担当者の条件が厳しいのでは。→実習費の国庫負担はだめだった。介護サービス情報および第三者評価の中に実習受け入れの項目を入れることを国に要請している。実習受け入れを重要視している施設長も多いので期待している。各都道府県社会福祉士会が研修をやるので、その活動に期待したい。
- OJTについて、大学の卒後教育についてはどうか。→専門社会福祉士とキャリアパスを議論している。職能団体、大学のどちらが行うか。アクレデーションを出すかどうか。医師や看護師の専門資格制度を参考にしている。養成校と大学側が社会福祉士会と分担などを協議してから、国と交渉していくことになる。大学院教育にいくほど給与も高くないので、大学院で対応は難しい。
- 実習担当教員の8日間の研修について。→社養校に実習部会、演習部会、実習担当教員研修部会があり、国がシラバスや時間数などを作り、社養校が調査研究後、詳しいガイドラインを検討していくことになる。
- 国際化、グローバルスタンダードについて、社会福祉士資格者が青年海外協力隊などで活躍しているが、海外の現場で苦勞している。日本福祉大学はコミュニティデベロップメントワーカーを取り組んでいる。→ジャビー（建築等関係の国際資格）のような国際資格についても構築する必要があることを日本から発信していきたいので、大学相互で協力していく必要がある。IASSWの理事会会議を大阪市立大学で開く予定をしている。
- 実践力の養成における担当教員のレベルアップについて→要件付けについては、実習担当のみに留まる予定。社養校の演習の教科書を出したいと個人的に考えているが、理事会では反対された。今後、社養校の名前がないものでも一定のレベルを達した教材を作りたい。200人の演習をやっている大学もあり、そのような問題を解決するために必要になる。実習と関係させるためのガイドラインを社養校で作っていきたい。
- 志願倍率の低下の解決と給与や処遇をアップさせる方法について、業務独占や養成総量をコントロールすることはどうか。→業務独占は難しい。処遇についても、社会福祉士

基礎構造改革によって、厚生労働省だけでもコントロールできない制度になってしまっている。財務省に対して、ソーシャルアクションも必要ではないか。規制緩和について、施設長数をみても社会福祉士が余っているとはいえない。合格率0%の大学はなくなっていくだろうから、自然淘汰していく可能性もある。

- 180時間の実習について→契約、プライバシー、実習施設数について質を上げるためのガイドラインをつくっていききたい。帰校日学習や実習指導者・学生・教員3者で話ができる体制にしたい。
- 日本学術会議の10年後のプランについて聞きたい。→以前は社会福祉士も社会福祉主事と並立することを要求していた。社会福祉主事をきって、社会福祉士を全面に出すことを本報告書に書いた。付帯決議の内容は、民主党が働きかけたものである。福祉人材確保指針は毎年見直す予定である。法律改正については、10年以上は変わらない可能性が高い。大学独自の自主努力を行うことによって、社会全体に影響を与えてほしい。
- 社会福祉士の社会的認知が高まっていったが、「ソーシャルワーカー」という名乗りはあいまいに現場に残っている。資料のカリキュラム案では「援助技術」から「ソーシャルワーク」という言葉になっているがどうか。→国は「ソーシャルワーク」という用語は使わない。大学は自由なので社会福祉士養成だけをする必要はない。大学が社会福祉士というミニマムを基に、独自のソーシャルワーカー像を他大学と連携をしながら作っていけばいいと思う。科目名は、ソーシャルワーク演習にすることは難しい。私たちは大学で全体像としてのソーシャルワーカー像を作るのが最終目標であると同時に、資格社会の中でア kredーション（MSW協会など）を作ることも必要である。